

横浜市では、市域全域を都市計画区域としており、市街化区域(すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)に区分しています。市街化区域では、更に適正な土地利用を誘導するため、住居系、商業系、工業系、合計12種類の用途地域に区分し、それぞれの建物の用途等を制限しています。

■用途地域図
*平成30年4月時点

